第4章 基本的な施策

1. 施策の体系

計画の基本理念、将来像、基本方針を受けて、本市における緑の保全、創出、育成を 推進する施策の体系を示します。

施策は、以下に示す6つの基本方針に基づいて取り組んでいきます。

「潤いと安らぎ 将来像

基本方針1 生態系に配慮して地域 の緑を守り活用します

1)樹林地を守り活用する

樹林地保全・活用評価システムの構築 緑の保全及び緑化の推進に関する条例 の制定

樹林地保全協定による保全 市民緑地の指定 都市緑地による公有地化 風致地区の維持 緑地保全地区の維持

社寺や文化財と一体となった緑の保全 開発に伴う緑の確保

植生管理計画の策定

2)巨木、クロマツを保全する

保存樹・保存樹林の指定 巨木等保存協定の締結 クロマツの保全

3)水循環を保全・形成する

水マスタープランの策定 湧水地の保全 河川環境の保全 海辺の保全

4)農地を守り活用する

市民農園の拡充 生産緑地地区の保全・活用 農業体験施設の利用支援

基本方針 2 魅力ある都市公園を創 出します

1)緑の基盤となる都市公園を増やす 1)公共公益施設の緑を増やす 都市公園の配置、整備方針 都市公園の用地確保 身近な小広場(ポケットパーク)等

2)都市公園の魅力を高める

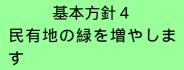
公園の再整備の推進 自然環境を活かした都市公園の整備 特色ある都市公園の整備 安全・安心の公園整備 ユニバーサルデザインの公園整備

基本方針3 公共施設の緑を増やし ます

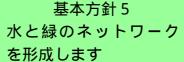
公共施設の緑化推進 モデル緑化の推進 大規模施設の緑の拠点づくり 水循環に配慮した施設整備の推進 生息環境に配慮した緑化の推進 道路緑化の推進

2)緑の学校づくりを推進する 学校の緑化の推進 環境学習等の推進

あふれる緑豊かなまち」



1)緑あふれるまちづくりの推進 住宅地の緑化の推進 オープンガーデンの推進 屋上や壁面への緑化の推進 総合設計制度や地区計画等による 緑化の推進 緑地協定の推進 商業・業務地の緑化の推進 工場等の緑化の推進



1)機能別のネットワークを形成する ビオトープネットワークの形成 防災ネットワークの形成 レクリエーションネットワークの形成 風の道づくりの推進 桜ネットワーク整備構想の推進 大規模な公園緑地等のネットワーク の形成

基本方針 6 緑のパートナーシップを 推進します

1)緑と花に対する関心を高める 啓発活動の推進 緑と花のイベントの開催 緑と花の講習会の充実

2)緑と花の組織(人)をつくる 緑の調査専門委員の活用 緑と花に関する市民団体のネットワーク化の推進 緑地の管理ボランティアの育成 (仮称)緑の市民大学の設置

3)緑と花の活動への支援 市民参加の公園・緑地づくり 緑のリサイクル活動の推進 市川市緑の基金の協力・支援 緑のトラスト運動の支援 公園ボランティアへの支援 「樹木1本、生垣1m運動」の支援